

# 生活介護事業所 い～ま F i t 千種

## 障害福祉サービス 重要事項説明書

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条の規定に基づき、文章により説明を行うものです。

エム・オーヒューマンサービス株式会社は、利用者に対して指定障害福祉サービスを提供します。

施設・設備の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

### 1. 事業者の概要

経営事業者の名称	エム・オーヒューマンサービス株式会社
法人所在地	愛知県名古屋市千種区茶屋坂通2-14
代表者氏名	代表取締役 奥野悦弥
電話番号	052-385-0515
FAX番号	052-712-1665
認可年月日／認可番号	平成22年3月1日／2317100408
ホームページ	<a href="http://www.mohs.co.jp">http://www.mohs.co.jp</a>

### 2. 事業の目的と運営の方針

種類	指定障害福祉サービス 生活介護事業所
目的	利用者が可能な限りその地域における生活が継続できることを念頭に置いて、事業者が利用者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進できるように、保護並びにその更生に必要な指導及び訓練を適切に行い、利用者の立場に立った支援を行うことを目的とする。
名称	い～ま F i t 千種
管理者名	尾崎 亜紀子
サービス管理責任者名	尾崎 亜紀子
所在地	名古屋市千種区千種一丁目4番12号
主たる対象者	知的障害者
運営方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業所は、利用者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、指導及び訓練を適切に行うものとする。</li><li>・事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたつて指定生活介護を提供するよう努めるものとする。</li><li>・事業所は、できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、指定障害者支援施設や障害福祉サービス事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。</li><li>・「障害者総合支援法に基づく指定障害者福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。</li></ul>
通常の事業の実施地域	名古屋市千種区・熱田区・昭和区・中区・東区・瑞穂区
利用定員	6名
営業日	月曜日から金曜日（祝日を含む） 【夏季休業期間（事業所が定めるお盆期間中の3日間）、12月30日～1月3日までを除く】
営業時間	午前8時30分から午後5時30分までとする。
サービス提供時間	午前9時30分から午後3時30分までとする。
電話番号	052-745-5158
FAX番号	052-745-5159
e-mail	<a href="mailto:iema-chikusa@mohs.co.jp">iema-chikusa@mohs.co.jp</a>

ホームページ	<a href="http://www.mohs.co.jp">http://www.mohs.co.jp</a>
開設年月日	令和4年1月1日

### 3. 職員体制

職種	員数	常勤	非常勤	常勤換算
管理者	1名	1人（サービス管理責任者と兼務）		0.1人
サービス管理責任者	1名	1人（管理者と兼務）		0.1人
生活支援員	7名	3人	4人（兼務）	4.4人
看護師	1名		1人（専従）	0.2人
調理員	4名		4人（兼務）	0.1人
医師	1名		1人（嘱託医）	0.2人

### 4. 職員の勤務体制

職 種（職務内容）	勤務体制
管理者（管理業務）	正規の勤務時間帯（午前8時30分～午後5時30分など）
サービス管理責任者（生活介護計画の作成等）	正規の勤務時間帯（午前8時30分～午後5時30分など）
生活支援員（必要な日常生活上の支援など）	正規の勤務時間帯（午前8時30分～午後5時30分など）
非常勤生活支援員（必要な日常生活上の支援など）	正規の勤務時間帯（午前8時30分～午後5時30分など）
看護師（利用者の看護並びに利用者と従業者の健康管理）	正規の勤務時間帯（週2～3回 午前10時～午後3時など）非常勤勤務
調理員（給食業務）	正規の勤務時間帯（午前11時30分～午後12時30分など）
医師（利用者の日常生活上の健康管理及び医療上の指導）	定期健康診断の実施など

### 5. 障害福祉サービスの利用料及び概要

#### （1） 利用者の負担額

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）に基づく負担額となります  
 <償還払い>

事業者が介護給付費等額の代理受理を行わない場合は、厚生労働省が定める介護給付費等基準額の全額を一旦お支払いいただきます。

#### （2） サービス利用にかかる実費負担等

サービス利用にかかる下記の費用は実費相当額を頂きます

- ①創作活動に係る材料費等の費用（その都度内容を説明致します）
- ②食費 食事の提供に係る費用 720円（ただし、食事提供体制加算対象者については食材料費400円とする）
- ③その他の費用として、サービスをご利用いただくにあたりご負担いただくのが適当な実費等
- ④食事を提供する予定のあるサービス実施日の前日正午以降に利用の中止を申し出た場合は、食費相当額をいただきます。

#### （3） 障害者総合支援法に基づく介護給付費等から給付されるサービス

障害者総合支援法に基づく介護給付費等（市町村から支給される額及び利用者負担額等）の範囲内で提供するサービスの内容は以下のとおりです。

なお、利用者個人について提供するサービスの内容については、「障害福祉サービス利用契約書」第4条により作成する個別支援計画にもとづくものとします。

#### （4） サービス概要

種 類	内 容
-----	-----

<p>身体能力及び日常生活能力の維持・向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事や排泄などの介護</li> <li>・コミュニケーション支援</li> <li>・創作的活動の提供</li> <li>・健康管理</li> <li>・軽作業などの生産活動の機会の提供      など</li> </ul>
<p>生活の質の維持・向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会参加活動の支援      など</li> </ul>

## 6. 苦情申立先

苦情解決委員会	苦情受付担当者： 尾崎 亜紀子
	苦情解決責任者： 尾崎 亜紀子
	担当者不在の時は、生活支援員が代行致します。
名古屋市障害者支援課指定指導係	所在地： 名古屋市中区三の丸3丁目1番1号
	電話番号： 052-972-3965
愛知県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地： 名古屋市東区白壁一丁目50番地 電話番号： 052-212-5515

## 7. 健康管理・協力医療機関

健康管理	看護師による疾病予防、健康管理に努めます。
通院・治療	障害福祉サービス時間内に発生した事故や急病について、治療が必要な場合は通院いたします。また、家庭治療の超えない範囲で簡単な治療を行います。尚、その他の通院に関しては原則として利用者自身（ご家族）で行っていただきます。

(協力医療機関)

協力医療機関は、特段の治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし、優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

医療機関名	所在地	電話番号	診療科目
大鹿内科医院	名古屋市千種区希望丘4丁目8番6号	052-762-2755	内科・呼吸器科 小児科・アレルギー科

## 8. 非常災害時の対策

非常時の対応	エム・オーヒューマンサービス株式会社い〜まFit千種の災害時マニュアルより対応いたします。		
防災訓練	エム・オーヒューマンサービス株式会社い〜まFit千種の災害時マニュアルにより、適宜避難・防災訓練を実施いたしますのでご協力ください。		
防災設備	・消火器	あり	・避難経路 確保
	・防災用グッズ	あり	
	・非常食・飲料	あり	

## 9. 虐待防止のための措置

事業者は、虐待防止に関する責任者の設置、従業者に対する虐待防止啓発の為の定期的な研修の実施、成年後見制度を活用した権利擁護、苦情解決体制の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止のための措置を講じるよう努めるものとします。

## 10. 事故発生時及び緊急時の対応

事業者は、サービスの提供により事故及び緊急事態が発生した場合は、家族・医療機関・市町村に連絡し、必要な措置を講ずるとともに、書面として記録するものとする。

## 11. 障害福祉サービスを利用の際に留意していただく事項

エム・オーヒューマンサービス株式会社が提供する障害福祉サービスを利用されている方々の生活の場・日中活動の場としての快適性や安全性を保つため、次に掲げる事項についてご留意ください。

設備・器具の利用	施設内の設備、器具は本来の用途に従ってご利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。
	障害福祉サービスを利用する際、本人・対物損害賠償保険にご加入下さい。
貴重品の管理	利用者の所有する貴重品につきましては、ご自分の責任において管理していただくことが

見守りの目標	原則です。紛失等の事故に対する責任は、施設で負うことは出来ません。
宗教・政治・営利活動	利用者の思想・信教は自由ですが、他の利用者や職員に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動はご遠慮下さい。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みについてはご遠慮ください。
衛生保持	施設内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力下さい。
防災対策	火災予防の規律に関しては特に注意を払い、必ずお守りくださるようお願いいたします。
その他	利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上必要があると認められる場合、必要な措置をとる場合がありますのでご了承ください。その場合、ご本人のプライバシー等の保護については十分な配慮をいたします。

## 12. 第三者評価の実施状況

当事業所は第三者評価を実施していません。

令和 年 月 日

い〜ま F i t 千種は、\_\_\_\_\_様に対する障害福祉サービスの提供にあたり、上記の通り重要事項について説明しました。

事業所 所在地 名古屋市千種区千種一丁目4番12号

名称 い〜ま F i t 千種 印

説明者 管理者 尾崎 亜紀子

私は、本書面にもとづいてい〜ま F i t 千種の職員から、上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

代理人又は立会人等 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印